

平成23年第2回城陽市障がい者自立支援協議会・全体会議事録

1. 日時 平成24年(2012年)2月6日(月) 午後6時00分開始
2. 場所 城陽市役所 第2会議室
3. 協議事項 別紙のとおり
4. 出席委員 別紙・城陽市障がい者自立支援協議会委員名簿
5. 欠席委員 井手委員、故倉委員、横須賀委員
6. 事務局
小嶋福祉保健部長、植木福祉保健部次長、長村副専門監、金森福祉課長
津止障がい福祉係長、山形社会福祉係主事、桐障がい福祉係主事
西村障がい福祉係主事、谷口運営事務局員、内田専門部会長、岸見専門部会長
竹内専門部会長、山崎専門部会長、籠谷専門部会長
手話通訳士2名、要約筆記奉仕員2名

1. 開 会

2. 福祉保健福祉部長より挨拶

本日は、委員の皆様には、何かとご多用のなか、また、お出にくい時間にも関わらず、ご参集いただき、ありがとうございます。

平素は委員の皆様さまにおかれましては、市政、とりわけ障がい者福祉に関しまして、ご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

本会議でございますが、前回、昨年9月に開催させていただき、平成24年度からの「城陽市障がい者計画」の骨子につきましてご説明申し上げたところです。

その後、計画原案を作成し、パブリックコメントを実施するとともに、各種団体のご意見を伺って参りました。

本日はこれらを踏まえて取りまとめた「当該計画の原案」及び、障害者自立支援法に基づく「城陽市障がい福祉計画」について、ご説明させていただき、ご意見を賜りたいと思います。

よろしく願い致しまして、開会にあたりましての挨拶とさせていただきます。

3. 関川会長より挨拶

昨年から、障がい福祉に関連する重要な法律に動きがみられた。たとえば、障害者基本法の一部が改正され、「地域社会における共生」とあるように、ノーマライゼーションの理念が強く打ち出されている。また、障がい者虐待防止法も制定されている。さらには障がい者総合福祉法の骨子も国民に示された。こうした国の動きに合わせて、本市においても、障がいをもつ市民の方が支援を受けながらも自立し安心して暮らせる地域社会のあり方について、障がいを持たない人もかかわって、共に考えていきたいと思う。今回は、城陽市障がい者計画案についてお諮りするが、積極的な議論をお願いしたい。

4. 今後の予定について（事務局・福祉課長）

城陽市障がい者計画の原案について、市民からの意見を募集するため、ホームページや行政資料コーナーに原案を設置し、パブリックコメントを実施。また、福祉サービス事業所及び各種関係団体と懇談会を設け、素案作成の参考とした。今後については、本日の会議を受けて成案とし、3月議会へ報告、策定としていく。

5. 障がい者計画（素案）について（事務局・障がい福祉係長）

「城陽市障がい者計画（原案）」については、昨年12月21日から今年1月20日までの期間、城陽市のホームページ等にて意見を募集した。また、平成24年1月13日に施設関係者（19人）、1月19日に障がい者団体、保護者会等（21人参加）、各審査会の開催日に障害者介護給付審査委員会の委員からの意見も踏まえ、「城陽市障がい者

計画（素案）」を作成した。

まず「城陽市障がい者計画（素案）」を、資料に基づき報告する。内容としては、制度改正による見直しや、新たな計画について。

38ページから39ページにかけて「分野別計画」の体系を示している。大きく5つの体系に分かれているので、各分野について説明する。

1つめの分野は、42ページ「いつまでも健康で過ごせるまちづくり」について。障がい発生予防や早期治療など健康づくりの課題が書かれている。

概ね前回の計画と同じだが、46ページの一番下の枠、「急性期から回復期における地域連携医療の推進」について追加した。これは障がい発生の急性期から回復期までの間、医療機関、福祉施設、行政等が情報を共有し連携して支援を行う体制作りをするというもの。

2つめの分野は、47ページ「健やかに成長できるまちづくり」の、障がいのある幼児、学童への計画について。この分野は48ページ「①早期療育の充実」の項にて、「難聴児への早期支援」を追加している。現行制度では障害者手帳を所持していないと補聴器等の補そう具は給付されない。城陽市障がい者自立支援協議会・聴覚言語障がい支援部会においても議論されているが、言葉の取得が特に重要となる難聴児への早期療育の観点から、手帳取得の有無にかかわらず補そう具の給付の検討を行うことを方針とした。さらに、49ページ「発達障がいの早期発見・早期支援」の欄では、現行試行的に実施されている「年中児サポート事業」について、京都府と連携し実施を検討してくという内容を追加した。審査会の委員からも「発達障がいについて親の認識が薄く、療育が遅れると学童期になってから弊害があるので力を入れてほしい」と意見があった。

51ページ「障がい児通所支援の実施」において、障害者自立支援法及び児童福祉法が改正されたことで、新たにはじまる放課後等デイサービスや児童発達支援への支援が市町村事業に移管されたことを追加している。

3つめの分野は、52ページ「地域で安心して暮らせるまちづくり」。障がいがあっても地域でいきいきと暮らせるための、様々なサービス提供の計画について。53ページの視覚障がい者へのコミュニケーション支援では「各種会議や講演会、懇談会等における案内文書や資料について点字化の推進」を追加した。

さらに「聴覚障がい者へのコミュニケーション支援」では、「市役所窓口等で円滑なコミュニケーションが図れるよう、職員の手話教室や要約筆記教室への参加促進」を追加している。

56ページ「④多様な福祉事業の充実」欄の3枠目「訪問入浴サービスの検討」を追加した。障がい者を介護する家族からの要望は強く、既に実施している市町村も多いことから新規の計画としている。次ページ「⑤重度障がい者への支援」を新たに追加。痰吸引器や酸素吸入器などの医療機器を使用しながら在宅で生活する障がい者の数は増加

しており、在宅での生活支援が求められることから、施策の充実を検討する。

59ページの下から3枠4枠目について、引き続き自立支援給付及び地域生活支援事業における利用者負担の軽減を図る。

4つめの分野は、60ページ「社会参加を果たせるまちづくり」。障がい者の自立を支援する雇用の課題と社会参加を支援する項にて、62ページ上から3枠目「事業所のネットワークや販売開拓の支援」の施策において「施設のネットワークと共同経営店舗への支援」を追加。

5つめの分野は、66ページ「身近で相談や利用援助が受けられる体制づくり」。障がい者への理解を広げる事業等の計画、相談支援の強化、地域ケアの推進及び防災の計画等多岐にわたる。67ページ「③地域における学びの場」の項に「親子体験教室の開催」を追加し、聴覚や視覚障がいの理解を広げるために「親子手話教室」や「点字体験教室」などを開催し、子供のころから障がいのある人とともに生きる地域づくりについて学習を進める取り組みを追加。

70ページの「②権利擁護の推進」の項で「成年後見制度の周知と利用援助」を追加。また、障害者虐待防止法の制定により、各市町村に障がい者虐待防止センターを設置するよう国の方針が定められた。よって「障がい者への虐待防止に向けた取り組み実施」及び「障がい者虐待防止センターの設置」について追加。同ページ「③相談援助のネットワーク化」の項では、「身体障害者相談員、知的障害者相談員、心の相談員との連携」を追加し、障がい者が地域で身近に相談できる相談員の活動を支援すること、また、京都府事業である「こころの相談員」と連携し、精神障がい者や家族への相談支援を推進することを追加。

6. 第3期障がい福祉計画（素案）について（事務局・障がい福祉係長）

「障がい福祉計画」は自立支援法第88条第1項に規定されており、福祉サービス等の提供に関する具体的な体制づくりや、サービス等を確保するための方策を示す実施計画。

本市の「障がい者計画」の方向性を踏まえ、各年度における障害福祉サービス・相談支援の必要な見込量と市町村事業である地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項を計画する。

4ページの計画期間について。平成18年から3年間で第1期としてこれまで第2期を策定し、施策の推進を図ってきたが、第2期計画の点検・評価を踏まえ、平成24年度から平成26年度までの3年間の計画を策定するもの。しかし、この計画は国が「障害者総合福祉法（仮）」を平成25年8月までに実施を目指していることから、計画期間中に計画を見直すこととなる可能性がある。

福祉サービスの体系を載せているが、大きく全国一律で共通に提供される「自立支援給付」サービスと市町村の実績に合わせて独自に実施される「地域生活支援事業」に大

別される。

7ページ、第2期意向の計画内容の主な変更点は、この計画策定において自立支援協議会の意見を聴くように努めなければならないことが自立支援法に義務付けられたこと。視覚障がい者の移動支援がこれまで地域生活支援事業でしたが、新たに「同行援護」として自立支援給付となったこと、児童福祉法の改正により「児童デイサービス」が再編されたことにより計画に盛り込まないこととなったこと、また障がい児の福祉サービス利用計画書を作成するための体制を築き、その機能強化を図ることなどがあげられる。

11ページ、障害福祉サービスの自己負担額は平成18年度の自立支援法施行時は原則1割負担でしたが、国は毎年のように上限額を見直し、平成22年4月からは非課税世帯は負担なしの制度としてきた。本市では今後も独自の負担軽減を図ることとしている。

12ページ、城陽市の障がい者の状況について。次のページでは福祉サービスの利用推移を第2期の計画と比較して載せている。概ね計画見込量を上回る利用となっているが、就労移行は計画を下回っている。

20ページ、3年後の26年度の目標値の設定について、これは国が第3期障害福祉計画の考え方を示しておりそれに従い目標を定めたもの。(1)施設入所者の地域生活への移行について、平成17年10月1日時点の入所者は79人。平成26年度末には73人になると予定し、6人の削減を見込んでいる。一番下の地域生活移行者は施設入所者がグループホーム等に入所した人数だが、平成17年度以降既に6人が移行しており、今後は6人の移行を予定して12人としている。

(2)福祉施設から一般就労への移行について、平成26年度における一般就労者は8人と見込んだ。また、福祉施設利用者を平成26年度360人と見込み、その内就労移行支援の利用者を30人と見込んだ。また、福祉的就労にあたる就労継続支援A型、B型の利用者を122人とした。

22ページ、障害福祉サービス及び地域生活支援の見込量について。第2期の3年間の推移を換算し、宇治支援校在籍者の卒業後の状況や平成23年度のまだ自立支援法施設に移行していない野の花、身体障害者センターなどの旧法施設に入所通所している人などを予定して見込んだ。全体としては、自立支援法施設への移行が済んだ状況で大きく伸びる要素はないと判断して微増とした。

新たに追加された項目は、23ページの「同行援護」と27ページ「計画相談支援」。この相談支援は平成24年度から福祉サービスを利用している全ての障がい者に対してサービス利用計画書の作成を義務付けるもので、3年間に段階的に全ての計画作成ができるように見込んでいる。

7. 障がい福祉係長の説明に対する（資料 No. 1、No. 2）について質疑・応答

委員：視覚及び聴覚障がい者への情報提供について、広報や会議資料の点字化を進めて

いるとのことだが、市全体でみればまだまだできていない。福祉課から全課へ対応するように働きかけてほしい。

次に点字講座について。点字、朗読講座は参加者が少なくなっている。現在のボランティアも高齢化しており、減ってきている。積極的に集めてほしい。

最後に障がい者の犯罪について。京都府には更生施設が3か所ある。そういったものの市民への啓発も行ってほしい。

事務局：1つめの意見に対しては、障がい者計画にもコミュニケーション支援を組み込んでいる。今後も検討していきたい。

2つめの意見に対しては、受講者が減少していることは課としても把握している。他の障がい者団体とも連携し、参加者の確保を促進したい。

3つめの意見に対して、現在は事業として南山城学園が行っている。事業をはじめてまだ1年。市としても連携し、今後の支援について考えたい。

委員：資料 No.1 の8～9ページの障がい者の生活の充実について、平成26年度までに116%増加見込で4007人が4648人になる。障がい者の生活支援についての予算を確保してほしい。

44～45ページの医療とリハビリについて充実をお願いする。

46ページの急性期から回復期、維持期への連携体制の整備について、具体的な方策を検討してほしい。

50ページの教育に関して、OB教員は点字、手話、要約筆記等を学習し、スキルアップを目指してほしい。

65ページの障がい者のスポーツ等について、難聴者はスポーツに積極的な人も多いので、市内施設の利用をもっとやりやすくしてほしい。

70ページの相談活動について、地域とつながりのない高齢な障がい者は多い。民生委員に年1回でも訪問するようにしてほしい。

市の窓口ではもっと手話や要約筆記のスキルをあげてほしい。職員に対して年1～2回研修をしてはどうか。

会長：お二人のご意見の内容は、今後の計画推進にあたって、具体的な課題や要望に関するものであったように思う。これについて、事務局から何か回答等があるか。

事務局：障がい者の増加について、予算の必要なものについては対応していきたい。

民生委員の見守り等については、障がい者や高齢者の見守りが必要な方々には実施している。さらに推進するように伝える。

職員の手話等の研修は、時間もかかるもので予算措置も必要となる。もう少し時間が必要である。

委員：資料 No.1 の 73 ページの「支援ファイル」について、これは具体的にどのようなものか。

事務局：一昨年より市役所内に発達支援ネットワーク会議を立ち上げ、学校教育課、健康推進課、子育て支援課、福祉課とオブザーバーとしてふたば園、ういるが集まり、支援ファイルについて協議している。

現在は、城陽市独自のファイル作成に向け、京都府立宇治特別支援学校、特別支援学級、城陽市心身障害児通園施設ふたば園や広報等で募集を呼びかけ、モニタリングを行っている。モニタリングにあたっては、専門家の講演会や山城北保健所による使い方の講演会も開いた。

現在は意見を集約中で、城陽市独自の支援ファイルを作れるように進めている。

委員：成年後見人制度について、現在民生委員と勉強している。親が法定後見人となっても、親がなくなった後どうするのか課題がある。行政が後見人になることはできないのか。

事務局：相談支援体制のなかに、成年後見制度を盛り込む等検討している。市長申立制度により、成年後見人の申し立てが困難な人には支援していきたい。

また、行政が後見人になることは困難である。

委員：防災対策について、東京では障がい者の誘導等具体的に決まっている。城陽市は漠然としている。もっと具体的に決めておく必要がある。

事務局：防災対策について、災害時要配慮者台帳の事業を進めている。台帳の内容は民生委員や消防団等に提供する。具体的に誰が助けに行くか、どのような経路で避難するか等の内容は、個人個人に応じて順次進めていく予定。

委員：計画については、地域と一体化する必要がある。地域における、障がい者への理解はまだまだ低い。もっと理解が深まればいい。

委員：成年後見制度は利用が難しい。後見人の選任が大変で、パンフレットはいろいろあるが、実際の利用は困難。もう少し踏み込んだ、わかりやすいものを提示してほしい。

事務局：地域連携医療について。現在障がい者に対して退院促進の事業を行っている。退院促進に取り組むことにより、地域移行につなげている。また、糖尿病患者が障がいを持つことも多いので、予防事業等様々な医療連携が各地で行われている。

委員：サービス利用計画を障害福祉サービス利用者に対して作成することになっている

が、現在の相談員では難しいのではないかと。また、サービス利用以外の相談も多くあるなかで、相談支援体制の強化を図らなければ不可能である。

障がい福祉計画に、障がい児に係る計画が記載されていない。児童福祉法の改正により、障がい児が障害者自立支援法と切り離されるが、やはり障がい福祉計画への位置付けは必要ではないか。

山城北圏域で何かサービスを作るとか、そういった考えはないのか？

事務局：サービス利用計画については、現在の相談支援事業所だけでは難しい。よって城陽市内の福祉サービス提供事業所に、相談支援の資格を取ってもらい、各事業所で計画を立てられるように進めたい。

児童福祉法に基づく内容は、国の指示に従い障がい福祉計画には載せていない。しかし、障がい者計画には記載している。

山城北圏域との連携についてだが、特別支援教育連携協議会等、連携をしており、今後も様々な連携をしていきたい。

委員：視覚障がい者はマッサージ等を勉強している。南山城学園ではデイサービス事業でマッサージ師が必要な場合もあると思うので、視覚障がい者への就労の場として提供してもらえないか。

小学校では車イスの生徒もいるので、エレベーターを付けてほしい。教育委員会に打診したところ、耐震工事が優先ということだった。福祉課からも働きかけてほしい。

委員：精神疾患に対する支援は非常に難しい。自殺予防等、さまざまな事業との連携が必要となる。具体的な支援方法を検討してほしい。

会長：時間内に収めることができなくて申し訳ない。各専門部会の取り組みについては、No.3のとおりなので、見ていただいて意見があれば、書面にまとめて事務局に提出してほしい。

運営事務局及び各専門部会長は、今日の意見の位置付けを考えて、平成24年度における協議、取り組みをお願いしたい。

また、その他要望についても、書面で事務局へ提出をお願いしたい。

事務局：最後に平成24年度城陽市障がい者自立支援協議会の取り組みについて、説明したい。まだ予定だが、平成24年度は次のようなことを実施したい。

1つめは、市民連続講座の開催。2つめは各事業所の直接介護に関わっている職員を対象とした交流会及び勉強会。3つめは障がい者に対する防災対策に対する協議。4つめは市民及び障がい当事者が交流できる場として、シンポジウムの開催。

簡単に説明させていただいたが、何か意見があればまた事務局まで言ってほしい。

8. 閉 会

※次回の障がい者自立支援協議会・全体会のは、平成24年9月開催予定。